議案第18号

多可町特別職に属する非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を 改正する条例の制定について

多可町特別職に属する非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定することについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第1号の規定により、議決を求める。

令和3年3月2日提出

多可町長 吉 田 一 四

多可町特別職に属する非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

 令和
 年
 月
 日

 条例第
 号

多可町特別職に属する非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例(平成17年多可町条例第42号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第4項」を「第5項」に改める。

別表固定資産評価審査委員会の項区分の欄中「年額」を「日額」に、同項報酬の額の欄中「10,000円」を「5,000円」に、同表中

Γ

消防団長	年額	180,000円
消防副団長	年額	100,000円
消防団分団長	年額	50,000円
消防団副分団長	年額	20,000円
消防団員	年額	13,000円

」を

Γ

消防団	団長	年額	180,000円
	副団長	年額	100,000円
	分団長	年額	50,000円
	副分団長	年額	20,000円
	その他の基本団員	年額	13,000円
	機能別団員(応援団員)	年額	5,000円
	機能別団員(女性部団員)	年額	5,000円

」に、

同表中学校嘱託医の項報酬の額の欄、同表学校嘱託歯科医の項報酬の額の欄、同表学 校嘱託耳鼻咽喉科医の項報酬の額の欄及び同表学校嘱託眼科医の項報酬の額の欄中 「474円」を「484円」に改める。

附則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

多可町特別職に属する非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の新旧対照表

現	行	改	E

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第203条の2<u>第4項</u>の規定に基づき、同条第1項に規定する特別職の職員で非常勤のもの(以下「特別職に属する非常勤の職員」という。)に対する報酬及び費用弁償の額並びに支給方法に関し必要な事項を定める。

別表 (第2条関係)

区分			報酬の額		
(略)					
固定資産評価審査委員会	委員長	<u>年額</u>	10,000円		
	委員	<u>年額</u>	10,000円		
(略)					
消防団長		年額	180,000円		
消防副団長		年額	100,000円		
消防団分団長		年額	50,000円		

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第203条の2<u>第5項</u>の規定に基づき、同条第1項に規定する特別職の職員で非常勤のもの(以下「特別職に属する非常勤の職員」という。)に対する報酬及び費用弁償の額並びに支給方法に関し必要な事項を定める。

別表 (第2条関係)

区分			報酬の額		
(略)					
固定資産評価審査委員会	委員長	日額	<u>5,000円</u>		
	委員	<u>日額</u>	<u>5,000円</u>		
(略)					
消防団	団長	年額	180,000円		
	副団長	年額	100,000円		
	分団長	年額	50,000円		
	副分団長	年額	20,000円		
	その他の基本団員	年額	13,000円		

現 行			改正			
消防団副分団長	年額	20,000円		難別団員 (応援団)	年額	5,000円
消防団員	年額	13,000円		機能別団員 (女性部団 員)	年額	5,000円
	1校につき	220,000円	学校嘱託医		1校につき	220,000円
学校嘱託医	人員給	474円			人員給	<u>484円</u>
	管理手当	30,000円			管理手当	30,000円
	1校につき	174,000円	学校嘱託歯科医		1校につき	174,000円
学校嘱託歯科医	人員給	474円			人員給	<u>484円</u>
	1校につき	174,000円	学校嘱託耳鼻啮喉科医		1校につき	174,000円
学校嘱託耳鼻咽喉科医	人員給	<u>474円</u>			人員給	<u>484円</u>
学校嘱託眼科医	1校につき	174,000円	学校嘱託眼科医		1校につき	174,000円
	人員給	474円			人員給	<u>484円</u>
(略)		(略)				